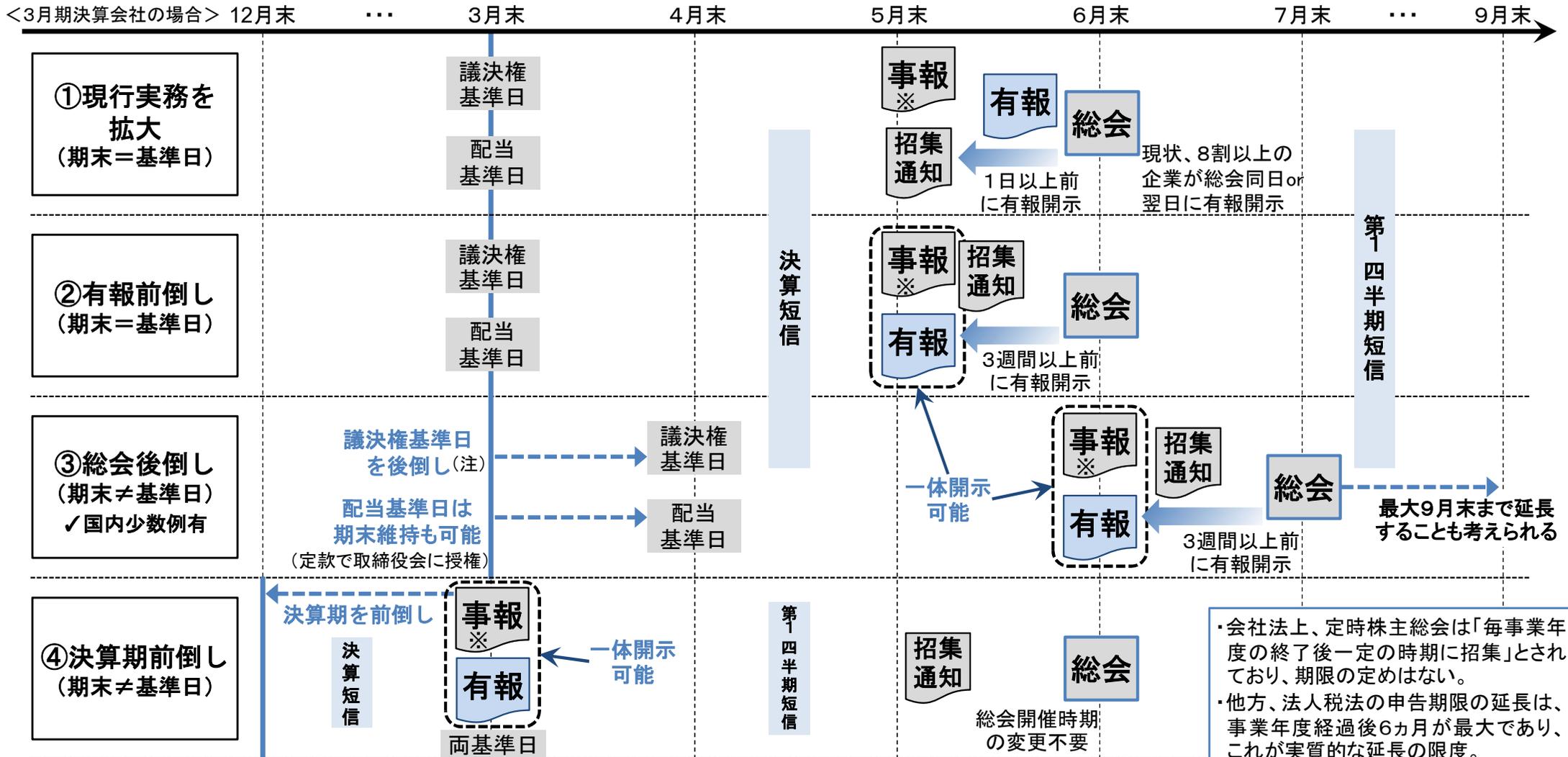


総会前開示の実現方法

- 有報を定時株主総会前に開示するためには、下図①～④の方法が考えられる(いずれも現行法上可能)。
- ①であっても、総会での有報の参照が可能となり質疑が効率化するなど、**一定の意義がある**と考えられるが、**投資判断に必要な時間を十分確保するためには、3週間以上前の開示が望ましい**(一体開示も可能となる)。
- 総会3週間以上前の開示を、②～④のいずれの方法によって実現するかは任意であり、当該会社においてその事情を踏まえ、**実務負担の少ない方法を選択**できる。



(注) エンティポーティングの観点から、議決権基準日を実務上可能な範囲で総会に近接させることも考えられる。

※ 会社法上、総会3週間前までに事業報告・計算書類等を電子提供する必要がある。これらの会社法上の書類と有報を合わせて一つの開示書類とすることを一体開示という。